

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第60号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表講習の項中

| | | | |
|---|--------|---|--------|
| 「 | | 「 | |
| | 2,000円 | | 2,400円 |
| | 1,500円 | | 1,500円 |
| | 1,500円 | | 2,200円 |
| | 1,500円 | を | 2,200円 |
| | 1,500円 | | 1,500円 |
| | 2,000円 | | 2,400円 |
| 」 | | 」 | に改める。 |

附 則

この条例は、令和 8年10月 1日から施行する。